

=候補者等の氏名・後援団体の名称の入った=

政治活動用看板設置規制

大阪狭山市選挙管理委員会

はじめに

選挙運動にわたらない純然たる政治活動において、従前は、各選挙の立候補予定者の氏名を表示した看板等が、多数街頭に掲示されて世論の批判を招いたため、金のかかる選挙を是正し、きれいな選挙の実現を図る見地から、昭和50年に公職選挙法の一部改正が行われ、政治活動用看板の掲出には、ポスターなどとともに一定の条件をもって規制されています。

これにより、市議会議員・市長の現職にある者の氏名や、立候補予定者の氏名又はこれらの者に係る後援団体の名称が入った政治活動用の看板を設置される場合には、この冊子を熟読していただき、適正に対処していただきますようお願いいたします。

なお、この冊子に掲げるものは、政治活動用文書図画のうち、掲示禁止の対象外というのとどまり、積極的にその使用を認められたものではありませんので、掲示の具体的態様は、個々の政治活動の実態に即していなければなりませんので、ご注意ください。

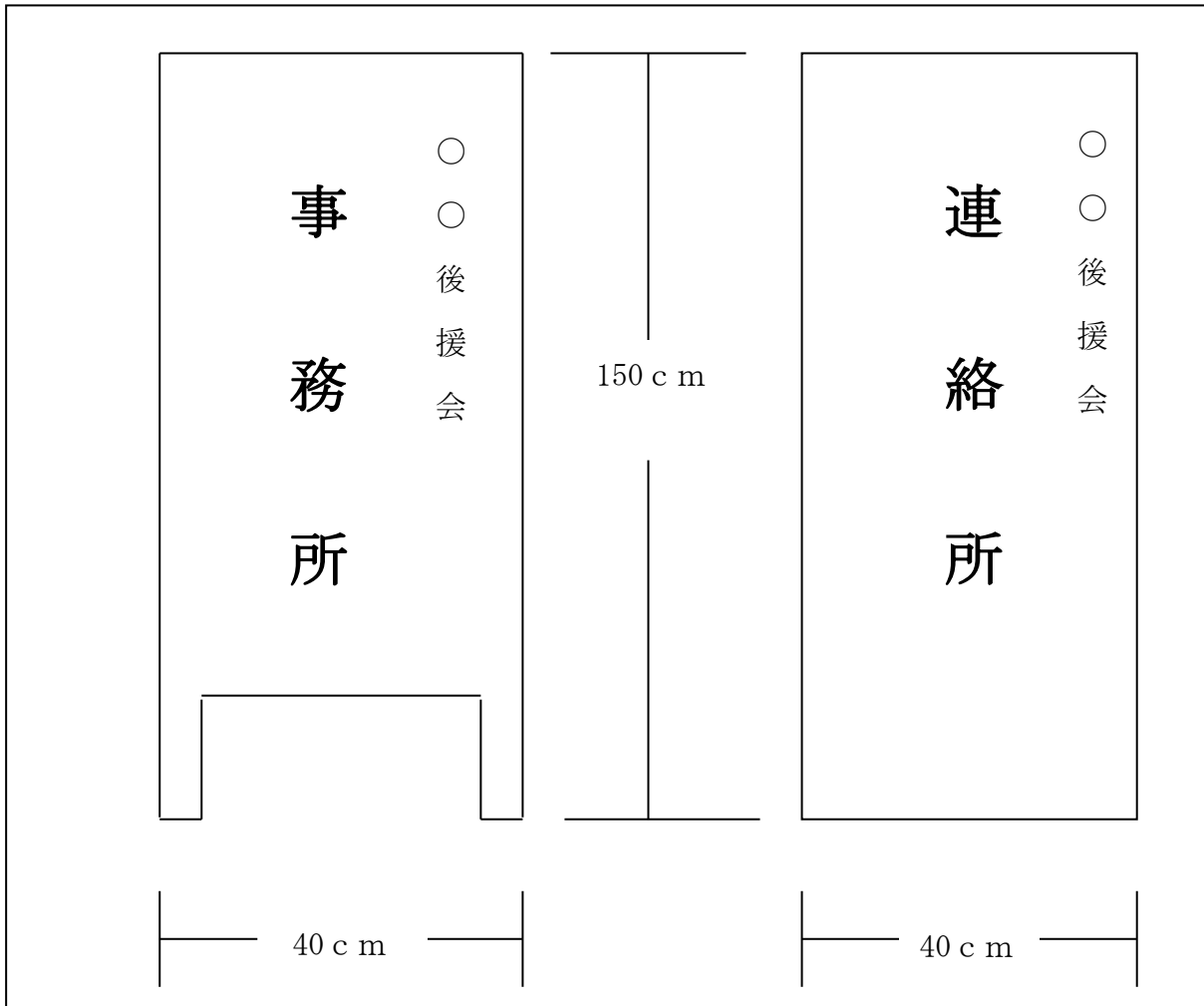
候補者等の氏名・後援団体の名称の入った
政治活動用看板設置規制について [注意点]

市議会議員・市長などの公職にある者や、今後、公職の選挙に立候補しようとする者（この冊子では、「候補者等」という。）又は、これらの者に係る後援団体が、選挙の行われていない平常時における政治活動のため、候補者等の氏名や後援団体の団体名が入った看板を設置する場合には、次の諸点にご注意ください。

看板の規格

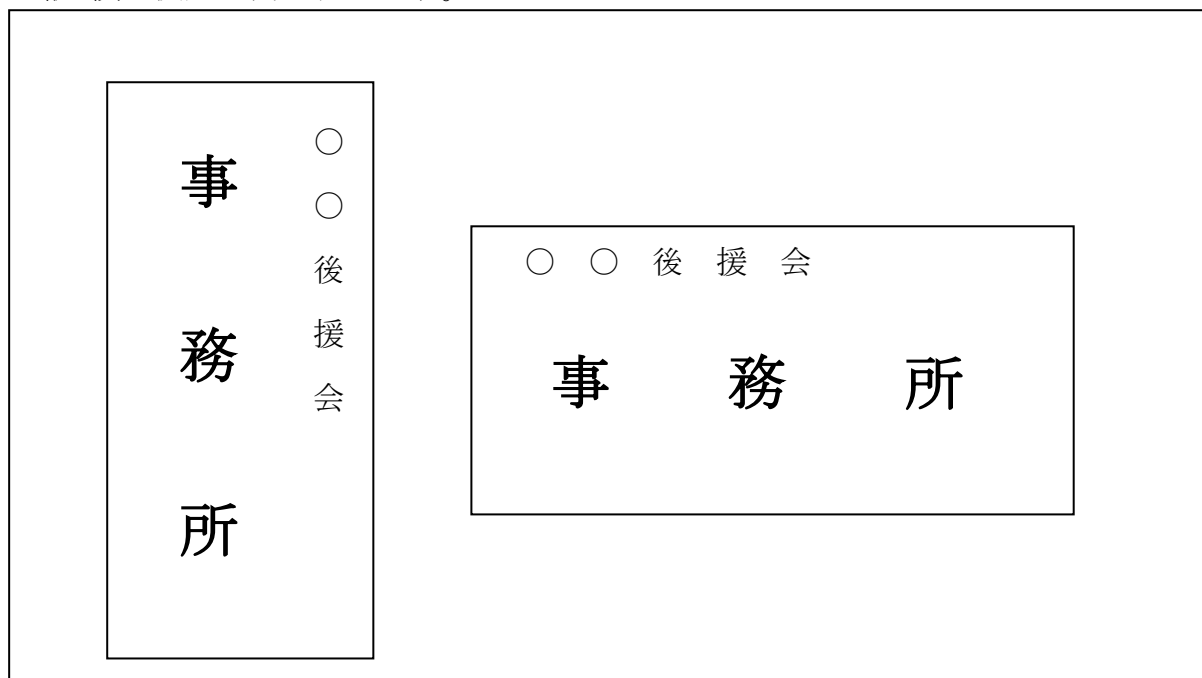
【法第143条第17項】

看板の大きさは、150cm×40cm以内です。看板に「足」を付けた場合でも、その足を含めて、規定の大きさ内になるようにしてください。



看板の使用方向

縦・横の使用方向は自由です。



看板の記載内容

記載内容は、政治活動のためのものでなければならず、選挙運動のための記載をすることができません。

その記載内容や掲示の態様などからみて、選挙運動にわたる場合は、違反となります。例えば、「大阪狭山市議会議員選挙立候補予定者〇〇〇〇事務所」又は「大阪狭山市長選挙〇〇〇〇事務所」などは、違反となります。

看板の総数

【令第110の5条第1項6号・法第143条第16項第1号】

看板の総数は、候補者等又はその候補者等に係る後援団体において、それぞれ6枚以内で、かつ、1事務所において2枚までです。

(例)

政治活動に使用する事務所が、A・B・C・Dの4箇所である場合、A事務所、B事務所とC事務所で、看板をそれぞれ2枚（計6枚）掲出した場合は、D事務所では掲出することはできません。

看板には証票が必要

看板には、選挙管理委員会の証票を貼ってなければなりません。

証票は、申請により候補者等又は後援団体にそれぞれ前記の看板の総数の範囲内で発行します。証票の様式は、次のとおりです。

政治活動用事務所	
第	号
大阪狭山市選挙管理委員会	

備考：「第 号」には、一連番号を付する。

証票の再発行

証票の記載事項が消えたり、証票が破損した場合には、新たに申請してください。また、証票を紛失しても原則として再発行できませんので大切に取り扱いってください。

証票の申請方法

＜申請要領＞

申請先 大阪狭山市選挙管理委員会

(大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の 1 大阪狭山市役所内)

申請時期 看板を設置する前に申請してください。

申請書類 ①〔候補者等個人の場合〕

・ 証票交付申請書 **個人用** (別記様式 1)

② (後援団体の場合)

・ 証票交付申請書 **団体用** (別記様式 2)

・ 政治団体設立届出書の写し (大阪府選挙管理委員会の受付印のあるもの)

・ なお、後援団体が申請する場合は、関係する候補者等の同意が必要です。(団体用の申請書に同意書欄があります)

提出部数 1 部

申請方法 候補者等本人若しくはその代理人、又は後援団体の代表者若しくは会計責任者若しくはその代理人による直接持参に限ります。郵送は受け付けしません。

証票交付方法 申請後 2～3 日で交付します。なお、その際に、看板の大きさ・設置場所等を確認します。

看板の設置場所

この看板の設置場所は、その候補者等又は後援団体が、政治活動のために使用する事務所に限られます。

したがって、道路・空地・田・畑・空家・駐車場など、事務所の実態がないところには、設置できません。

看板の設置場所の変更

設置場所を変更する場合は、あらかじめ届出事項の異動届を出してください。この場合も、異動場所の確認を行います。なお、同一の事務所内において異動するときは、この限りではありません。

また、後援団体の事務所の異動に伴い、看板の設置場所が変わるときは、まず、政治資金規正法に基づき政治団体の届出事項の異動届を、大阪府選挙管理委員会に届け出ることが必要です。

選挙運動期間中

この政治活動用の看板は、選挙運動期間中に新たに設置することはできません。ただし、従前から設置してあった看板は、選挙運動期間中も、そのまま設置しておくことができます。

違反した場合

これらの規定によらない候補者等の氏名、又は後援団体の名称を表示した政治活動用看板は設置することができず、もし、設置した場合は撤去命令の対象となり、また、罰則の規定の適用を受けることがありますから、ご注意ください。

その他の政治活動用看板

政治活動用の看板であっても、候補者等の氏名、又は後援団体の名称を表示していないものは、選挙運動期間中を除き、この規制の対象外となります。

会社などの看板が規制される場合

一方、会社・商店などの営業用の看板は、本来、選挙運動とは直接関係のないものですが、その看板の一部に候補者等の氏名、又は後援団体の名称が表示されている場合には、その設置時期、設置形態、記載内容などから見て政治活動用又は選挙運動用とみなされる場合には、この規制、又は公職選挙法に規定する他の規制を受ける場合があります。

後援団体は届出が必要

後援団体が、政治活動用の看板を掲出する場合には、まず、政治資金規正法に基づく、政治団体としての届出をしておかなければなりません。

〈政治団体届出要領〉

- ・届出先 大阪府選挙管理委員会
(大阪府中央区大手前之町 大阪府庁本館 5階)
- ・届出書類 ① 政治団体設立届
② 会則 (定款)
- ・提出部数 各2部
- ・届出方法 代表者又は会計責任者持参に限る (郵送は不可)
- ・届出時期 後援団体を設立してから7日以内